

平成29年度 事業計画書

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会

目 次

I 基本方針 1

II 事業概要 2

1 法人運営事業 2

(1) 法人運営事業

(2) 社会福祉基金事業

2 地域福祉活動推進事業 . . 3

(1) 地域福祉活動推進事業

(2) 第2層生活支援コーディネーター事業

(3) 共同募金配分金事業

3 福祉サービス推進事業 . . 6

(1) 福祉サービス推進事業

(2) 生活福祉資金貸付事業

(3) くらし資金貸付事業

(4) 日常生活自立支援事業

(5) 地域包括支援センター事業

(6) にこにこヘルプサービス事業

(7) 相談支援センター事業

(8) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

(9) 権利擁護センター事業

4 総合福祉センター 8

5 子どもの家事業 9

6 母子の家 9

7 福祉の里 9

8 福祉文化体育館 9

9 福祉作業所 10

(1) 就労継続支援B型事業

(2) 生活介護事業

10 第一希望の家 10

(1) 生活介護事業

(2) 児童発達支援事業

11 第二希望の家 11

(1) 生活介護事業

(2) 児童発達支援事業

12 介護サービスセンター . . 11

(1) 通所介護事業

(2) 居宅介護支援事業

(3) 地域包括支援センター事業

I 基本方針

少子高齢化や地域のつながりの希薄化などの社会情勢や地域社会の変化、また、地域包括ケアシステムの構築や生活困窮者自立支援法の施行などの社会福祉制度の変容などに伴い、平成 28 年 3 月に社会福祉法が大幅に改正されました。その中で社会福祉法人には、より一層の公益性・非営利性の徹底や地域住民に対する説明責任の履行、地域社会への貢献が求められています。

本会におきましては、平成 29 年 3 月に第 2 次春日井市社会福祉協議会発展・強化計画を策定しました。この計画は、第 3 次春日井市地域福祉活動計画の具体的な活動内容や指定管理施設を健全に運営するために必要な課題の整理、目標の設定など、中長期的なビジョンを示したものであり、本会の事業、組織、財務を中心とした運営基盤を強化することにより、総合支援型社協としての事業展開を図ってまいります。

地域福祉事業におきましては、新たに生活支援コーディネーターを設置し、地域における生活支援、介護予防サービスの提供体制の整備を推進してまいります。また、地区社会福祉協議会への支援や介護予防活動支援事業、地域包括支援センターの運営などをとおして、地域包括ケアシステムの構築に向けての取組を進めてまいります。

指定管理事業におきましては、平成 28 年 9 月に介護サービスセンターにて「地域サロン」を開催し、施設の社会化の促進を図りました。今後も利用者が安心して生活できるよう個別支援を行っていくとともに、各施設において地域住民の方と交流を深める事業を継続的に実施することで、地域に開かれた施設運営を行ってまいります。

また、大規模な災害が起こった時、本会には災害救援ボランティアセンターや福祉避難所の開設・運営といった役割があります。日頃から地域住民やボランティアと連携・協力し、訓練を行うなど、災害時にその役割が果たせるよう取り組んでまいります。

こうした事業の推進を図り、第 3 次春日井市地域福祉活動計画の基本理念である「人と人とが助け合う、優しいところと温かい思いやりのあるまちづくり」の実現を目指します。

Ⅱ 事業概要

1 法人運営事業

(1) 法人運営事業

ア 理事会、評議員会の開催

定款、諸規程の改正、予算、決算、事業計画及び事業報告等法人の業務の決定のため、理事会、評議員会を開催します。

イ 職員研修の強化

地域福祉の推進を担う職員の資質向上を目指し、年間研修計画に基づき積極的に職員の育成を行います。

ウ 第3次春日井市地域福祉活動計画の進行管理

第3次春日井市地域福祉活動計画（第2次改訂版）に基づいた取組みの進捗状況の把握、検討等を行うため、地域福祉活動計画推進委員会を年2回開催します。

エ 各種福祉大会の開催

(ア) 第62回春日井市児童福祉大会

児童福祉の理念の一層の周知を図り、社会的関心を喚起するため、優良児童等を顕彰する大会を開催します。

開催予定日 平成29年5月14日（日）

参加予定人数 150人

(イ) 第64回春日井市社会福祉大会

市内の社会福祉の第一線で活躍する関係者等を対象に講演会を開催し、福祉の一層の充実を図るとともに、社会福祉事業功労者を顕彰し、その功労に報い、新たな決意を持って市民福祉の向上に努めるための大会を開催します。

開催予定日 平成29年10月30日（月）

参加予定人数 300人

オ 福祉サービスに関する苦情への適切な対応

福祉サービスの利用者の権利を保障し福祉サービスの質の向上を図るため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の設置等苦情解決の仕組みについて周知するとともに福祉サービスに関する苦情解決関係者連絡会議を開催します。

開催予定日 平成29年8月22日（火）

カ 施設の運営

春日井市の指定管理者として指定を受けている社会福祉施設を適切に

管理運営するため、次の業務を実施します。

(ア) 指定管理業務の手續きに関すること

(イ) 施設の運営に関すること

(2) 社会福祉基金事業

社会福祉事業の振興と地域福祉の推進を図るため基金を設置し、基金利息を次の事業に運用します。

ア 地域福祉活動の推進に関する事業

イ 在宅福祉の充実に関する事業

ウ その他社会福祉の向上のために必要な事業

2 地域福祉活動推進事業

(1) 地域福祉活動推進事業

ア 会員募集の推進

地域福祉の推進を図るため、本会の事業に賛同する会員の増加を図り、その会費を地域福祉活動の財源とします。

イ 地区社会福祉協議会への支援

地域の実情に応じた地域福祉活動の活性化を図るため、地域住民が主体となって地域の互助活動を行う地区社会福祉協議会に対し、事業の企画・運営、財源の面から支援します。

ウ 福祉教育の拡充、総合学習の支援

児童、生徒や一般市民の福祉意識及び人権意識の高揚を図り、将来の地域福祉の担い手を育成するため、学校や地域における福祉体験学習や地域福祉活動の実践を支援します。

エ 物品貸出事業

福祉ビデオ、高齢者疑似体験セット、車椅子、点字板、カラーリングセット、炊き出しセットなどの地域福祉活動用物品の貸出をします。

オ ちょっとお助けサービス事業

高齢者等の世帯を対象に公的なサービスでは対応できない次のようなサービスを地域住民の協力による助け合い活動として実施します。

(ア) 日常生活上の軽易な困りごとへの支援

(イ) 見守り及び安否確認

カ 地区社会福祉協議会対抗 3 世代交流グラウンドゴルフ大会

地域間や世代間の交流により市民の絆やつながりを深めるとともに、地区社会福祉協議会の活性化を図るため地区社会福祉協議会対抗 3 世代交流グラウンドゴルフ大会を開催します。

開催予定日 平成 29 年 11 月 18 日（土）

(2) 第2層生活支援コーディネーター事業

地域における生活支援、介護予防サービスの提供体制の整備を推進します。

ア 生活支援コーディネーターの設置（第2層）

生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係機関との連携、生活課題の発見と活動のマッチング等を行います。

イ 介護予防活動支援事業の推進

65歳以上の高齢者の介護予防と社会的孤立の解消を図るため、身近な地域にある施設で交流、運動、学習などの機会を提供する介護予防活動支援事業を、地域住民の参加と協力を得ながら行います。

実施予定数 5か所

(3) 共同募金配分金事業

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進するため、本会が協力する共同募金運動の配分金により、次の各事業を推進します。

ア 地区社会福祉協議会への支援

地区社会福祉協議会に対し、次の事業を企画・運営、財源の面から支援します。

(ア) 高齢者等サロン事業

高齢者、障がい者を対象に、社会的な孤立の防止と社会参加の機会を創るため、地域の公民館等で交流会を開催するもの

目標 39地区 46事業

(イ) 子育て支援サロン事業

概ね3歳以下の児童とその保護者を対象に、育児の仲間づくりや育児相談を目的として、地域の公民館等で交流会を開催するもの

目標 19地区 19事業

(ウ) 小地域ネットワーク事業

地域に住むひとり暮らし高齢者等を対象に、同じ地域の人たちが安否確認や見守り、声かけ等を行うもの

目標 7地区

(エ) モデル事業

地域住民が交流し、自らの地域や福祉に関心を高めることにより、地域福祉をより推進するため、三世代交流型事業、福祉学習型事業の開催を支援するもの

イ ボランティア活動の推進

ボランティア活動や市民活動に関する市民の理解、関心を深めるため、

ボランティアセンター事業やボランティアセンターマスコットキャラクターを活用してボランティア活動の推進を図ります。

(ア) ボランティア相談

ボランティアコーディネーターにより、ボランティア活動に関する情報提供、受入れに関する調整その他の相談を行うもの

(イ) ボランティアの育成研修

ボランティア活動への参加を促す講座やボランティア同士の情報交換のための交流会を開催するもの

(ウ) ボランタイムの実施

ボランティア活動についての理解や参加を促進するため、キャンペーン期間を設け、ボランティア活動の紹介やボランティアが活躍できる行事を実施するもの

開催予定日 平成 29 年 9 月 1 日(金)から平成 29 年 9 月 30 日(土)まで

ウ 災害救援のための体制強化

災害発生時に速やかに災害救援ボランティアセンターを設置し、市やボランティア、また近隣市町の社会福祉協議会と連携し迅速かつ効果的に被災者の生活復旧を支援するため、災害救援のための体制の強化を図ります。

(ア) 災害救援ボランティア体験研修会

(イ) 災害救援資機材の確保

(ウ) 近隣市町の社会福祉協議会とのネットワークの強化

エ 各種福祉行事の開催

(ア) 地域福祉フォーラム

福祉意識の高揚を図り、福祉活動への参加、協力、協働を促進するため、時代に合った福祉課題をテーマとした講演会等を開催するもの
開催予定日 平成 29 年 7 月 29 日(土)

(イ) 第 37 回福祉のつどい

障がい者を始めとした地域で暮らす者が交流し、相互理解を深めるため、誰もが参加でき、参加者が主役となる祭りを開催するもの
開催予定日 平成 29 年 11 月 11 日(土)

(ウ) 福祉映画会

福祉を考える機会を提供するために、福祉に関わる映画会を開催するもの

開催予定日 平成 30 年 1 月 27 日(土)

オ 社会福祉関係団体への支援

福祉団体の組織強化及び福祉事業の健全な発展を促すため、団体及び団体が実施する事業に対して助成をします。

(ア) 団体助成

春日井市内にあり、かつ、春日井市民を主たる構成員とし、春日井市民の福祉向上を目的に活動する団体への助成

(イ) 事業助成

春日井市内にあり、かつ、春日井市民を主たる構成員とする団体が実施する春日井市民を対象とした社会福祉事業への助成

カ 広報、啓発活動の推進

地域福祉の推進を図るため、本会の事業や活動に関する情報を積極的に提供するとともに、啓発活動を推進します。

(ア) ホームページの充実

(イ) 機関誌「社協だより」の発行（年３回）

(ウ) 地域みっちゃく生活情報誌月刊「はるる」へ地域福祉情報の掲載（年１２回）

キ 各種相談事業

日常生活における不安や悩みごとに対し、電話で相談に応じます。

また、希望する高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者に対し、協力員が電話による安否確認を行います。

(ア) ふれあいカウンセリング相談 毎週金曜日

(イ) 福祉電話事業 月曜日から金曜日

３ 福祉サービス推進事業

(1) 福祉サービス推進事業

ア 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者又は障がい児及び障がい児の保護者に対し、次のようなサービスを提供します。

(ア) 計画相談支援

(イ) 基本相談支援

(ウ) 障がい児相談支援

イ 家具等転倒防止器具取付事業

65歳以上の高齢者のみ世帯、障がい者のみ世帯等を対象に、地震によ

るタンス、食器棚、書棚、冷蔵庫の転倒を防止するため、転倒防止器具を取り付けます。

(2) 生活福祉資金貸付事業

低所得者・障がい者・高齢者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、資金の貸付を行います。

(3) 暮らし資金貸付事業

低所得者世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにするため、小口資金の貸付を行います。

(4) 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者、障がい者を対象に、次のような援助やサービスを提供します。

ア 福祉サービスの利用援助

イ 日常的金銭管理サービス

ウ 書類等の預かりサービス

(5) 地域包括支援センター事業

高齢者を住み慣れた地域全体で支えるために必要な地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の業務を行います。

ア 第1号介護予防支援事業

イ 総合相談支援業務

ウ 権利擁護業務

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

オ 家族介護者交流会

カ 指定介護予防支援事業

(6) にこにこヘルプサービス事業

住み慣れた地域や家で安心して暮らせるようにするため、概ね65歳以上のひとり暮らし世帯などを対象に、にこにこヘルパーを派遣し、家事援助などを行います。

(7) 相談支援センター事業

障がいのある人の生活に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターとして、主に次の業務を行います。

ア 障がい者等からの相談、必要な情報提供その他の福祉サービス、社会資源の利用援助

- イ 権利擁護のために必要な援助
- ウ 障がいの理解・啓発
- エ 地域自立支援協議会への参加
- オ 障がい者虐待防止ホットラインの設置
- カ 地域の相談支援事業所に対する指導・助言

(8) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する人が、自立して安全で快適な生活を営むことができるようにするため、生活援助員を派遣し、生活指導や相談、安否確認その他日常生活に必要な援助を行います。

(9) 権利擁護センター事業

認知症、知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方の権利擁護を図るため、成年後見制度に関する相談及び市民後見人の育成を行います。

- ア 成年後見制度に関する相談支援
- イ 成年後見制度の普及・啓発
- ウ 市民後見人の育成
- エ 市長申立事務の一部
- オ 成年後見制度利用支援事業の手続きに関する支援
- カ 後見人監督業務
- キ 市民後見人候補者登録バンクの設置

4 総合福祉センター

(1) 障害者センター

身体障がい者に関する各種の相談や、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための事業を行います。

- ア 身体障がい者相談
- イ 教養・奉仕員養成講座
- ウ ことばの教室
- エ 心理リハビリテーション
- オ 合同クリスマス会
- カ 福祉バスの運行
- キ 福祉避難所としての運営体制の強化

(2) 老人センター

老人に関する各種の相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための事業を行います。

(3) 児童センター

児童に健全な遊びを提供し、健康、体力の増進を図り、情操を豊かにす

るなど児童の健全育成を進めます。また、未就園児とその保護者を対象に遊びの場の提供と各種の教室の開催や育児相談など、積極的に子育てを支援します。

ア 児童健全育成事業

イ 子育て支援事業

ウ 育児相談

(4) 母子憩いの家

母子・父子福祉団体及び母子・父子家庭相互交流の場を提供します。

5 子どもの家事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、春日井市子どもの家において、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

定員（30 施設）2,085 人

6 母子の家

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。あわせて、退所した者について相談などの援助を行います。

定員 9 世帯

7 福祉の里

(1) レインボープラザ

児童から高齢者まで幅広い市民の交流の場の提供、健康維持や体力づくりのための各種トレーニング機器を利用した運動の場の提供などを行います。

(2) 老人福祉センター

高齢者等の健康の増進及び教養の向上を図るため、健康相談や運動及び教養講座等を行います。

(3) 高齢者生きがい活動推進センター

高齢者の趣味活動や社会参加の推進を図るため、グラウンドゴルフ場などの活動の場の提供を行います。

8 福祉文化体育館

障がい者がスポーツやレクリエーションを通して他者とかかわりを持つことを楽しみ、健康の維持や体力の増進を図ることを目的とした「障がい者スポーツ教養文化講座」や障がいのある人となない人が交流することで障がい者への関心や理解を広めることを目的とした「交流の日」事業等を開催します。

9 福祉作業所

(1) 就労継続支援B型事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生産活動及び就労の機会を提供するとともに、その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

重点項目

ア 関係機関と連携した相談支援の強化

イ 利用者工賃の向上

ウ 一般就労に向けての支援体制の充実

定員 15 人

(2) 生活介護事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、生産活動及び創作的活動、その他の活動の機会を提供します。

重点項目

ア 関係機関と連携した相談支援の強化

イ 作業を主とした日課提供と健康面への配慮

ウ 福祉避難所としての運営体制の強化

定員 55 人

10 第一希望の家

(1) 生活介護事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

重点項目

ア 個別支援の充実

イ 利用者及び家族のニーズ把握と関係機関との連携の強化

ウ 施設の社会化の推進

エ 福祉避難所としての運営体制の強化

定員 20 人

(2) 児童発達支援事業

個別療育、集団療育が必要と認められる就学前の児童（保護者と共に通園）に対し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な指導及び支援を行います。

重点項目

- ア 個別支援の充実
 - イ 保護者支援の充実
 - ウ 関係機関との連携の強化
- 定員 10 人

11 第二希望の家

(1) 生活介護事業

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

重点項目

- ア 個別支援の充実
- イ 利用者及び家族のニーズ把握と関係機関との連携の強化
- ウ 施設の社会化の促進
- エ 福祉避難所としての運営体制の強化

定員 16 人

(2) 児童発達支援事業

個別療育、集団療育が必要と認められる就学前の児童（保護者と共に通園）に対し、日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるよう適切な指導及び支援を行います。

重点項目

- ア 個別支援の充実
- イ 保護者支援の充実
- ウ 関係機関との連携の強化

定員 10 人

12 介護サービスセンター

(1) 通所介護事業

介護保険サービス利用者の介護状態に合わせ、居宅要介護者等に送迎、入浴及び食事等を提供し、必要に応じて機能訓練や口腔ケアを実施するとともに、居宅生活等に関する相談や助言等日常生活上の支援を積極的に行います。

また、収入と支出のバランスに視点を置く施設運営をさらに進めるとともに、利用者から選ばれるサービスの質の確保に努めます。

定員 50 人

(2) 居宅介護支援事業

介護保険サービス利用者の介護状態の良化の視点から、居宅介護支援専門員が要介護者及びその家族と福祉サービス事業者等関係機関とのサービ

スの調整を図り、居宅サービス計画を作成するとともに、要支援者の介護予防サービス計画の作成や介護認定調査の受託を行います。

(3) 地域包括支援センター事業

高齢者を住み慣れた地域全体で支えるために必要な地域包括ケアシステムの構築を目指し、次の業務を行います。

- ア 第1号介護予防支援事業
- イ 総合相談支援業務
- ウ 権利擁護業務
- エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- オ 家族介護者交流会
- カ 指定介護予防支援事業